

Q 現在 5 ナンバー(軽乗用)の車両を軽貨物事業に使用したいのですが。 (R4.10.27 更新)

A 令和4年10月27日より、軽貨物事業においては、軽貨物車だけでなく、軽乗用車も使用可能です。
軽乗用車を使用する場合は、届出書の余白もしくは変更理由等に「乗用」の文言を記載してください。
(HPに届出書の記載例があります)

なお、従来は軽貨物車への構造変更が必要でしたが、5 ナンバー(軽乗用)の車両をそのまま軽貨物事業に使用することが可能となり、構造変更は不要となりました。

Q 軽乗用車を使用する場合の積載できる貨物の重量は？ (R4.10.27 更新)

A 軽乗用車使用の場合、積載可能な重量は(乗車定員－乗車人数)×55kg以内となります。

(例:車検証の乗車定員が4名で2名乗車する場合は、110kg まで積載可能です)

Q 軽貨物事業を廃止したい (R4.10.27 更新)

A 軽貨物事業を廃止する場合は、貨物軽自動車運送事業経営変更届を提出してください。

Q 「軽貨物自動車運送事業者の皆様へ」について (R4.10.27 更新)

A 軽貨物事業者として安全運行を行うために必要な法令遵守事項を案内しています。これらを遵守いただき安全運行につとめてください。(HPにも掲載しています)

Q 届出について、費用はかかりますか。

A 届出について費用はかかりませんが、車検証・ナンバープレートの交付等については別途費用がかかります(詳しくは軽自動車検査協会までお訊ね下さい)。

※ 軽自動車検査協会 愛知 050-3816-1770 三河 050-3816-1772
豊橋 050-3816-1771 小牧 050-3816-1773

Q 使用者の名義を変更したい。

A 現在の使用者の方が減車届(1台のみは廃止届)、次の名義の方が増車届(初めて黒ナンバーを付ける場合は経営届)をご提出ください。

Q 何台から貨物軽自動車運送事業はできますか？

A 1 台から可能です。

Q 届出してすぐ連絡書の発行はできますか？

A 記載事項に問題無ければ、その場で連絡書を発行できます。届出を提出する際、混雑具合によりますが窓口での所要時間の目安は1者あたり 5～10 分程度です。

Q 運輸支局の手続きは運送事業者本人が行かなくてはならないのでしょうか？

A 代理の方でも結構です。委任状等も不要です。

Q 遠方なので郵送で対応してもらいたいのですが・・・

A 基本的に窓口対応となりますが、郵送代金を全額ご負担いただける場合に限り、郵送で対応しています。
届出書(記入済みのもの)2 部、車検証(コピー)1 部、返信用封筒(切手を貼付して宛先を記入したもの)を同封のうえ、下記あてに送付してください。※郵便事故等による不到達・遅延の責任は負いかねます。(申請者発送から処理後書類の受領まで目安は1週間～10日です)

送付先: 〒454-8558 愛知県名古屋市中川区北江町1-1-2 愛知運輸支局 輸送・監査担当(軽貨物)

Q 西三河・小牧・豊橋自動車検査登録事務所に届け出することはできますか？

A 申し訳ありませんが、検査登録事務所では受付けておりません。

Q 荷主(取引先)や銀行から「許可書・貨物軽自動車経営届出書」の控えを提出するよう言われましたが、紛失してしまったので再発行できますか？

A 届出ですので許可書はありません。また、「届出書の控え」の再発行はできません。控えは大切に保管してください。なお連絡書(指定書)についても、原則再発行はできません。

「経営届出書」に替わる「事業証明願い」があります。

Q 有効期限の1ヶ月を過ぎてしまったのですが、どうすればいいですか。

A 事業用自動車等連絡書の再発行はできません。1ヶ月を超過してしまった場合は、発行元の運輸支局で持参または郵送により期限延長手続きを受けて下さい。(郵送の場合、付箋などのメモを記載お願いします)

Q 窓口業務時間をおしえてください。

A 午前は8:45～11:45、午後は13:00～16:00です。

(平日のみ。土日祝日、年末年始(12/29～1/3)は閉庁)